

京都市告示第 262 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき，平成 19 年 12 月 27 日付けで認可した大原戸寺町会の代表者変更の届出，平成 14 年 6 月 13 日付けで認可した桜坂自治会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 26 年 8 月 11

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
桜坂自治会	京都市左京区岩倉長谷町 650 番地の 97	京都市左京区岩倉長谷町 664 番地の 8

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
大原戸寺町会	吉田 輝夫	森 良平
桜坂自治会	早川 央一	田中 隆三

3 代表者の住所

	変更前	変更後
大原戸寺町会	京都市左京区大原戸寺町 78 番地	京都市左京区大原戸寺町 288 番地
桜坂自治会	京都市左京区岩倉長谷町 650 番地の 97	京都市左京区岩倉長谷町 664 番地の 8

(文化市民局地域自治推進室)